

平成29年度 宇部市協働のまちづくり提案サポート事業助成金交付要項

ここが変わりました！

コラボレーション枠については、連携の相手先を地域団体に限定しました。

目的

宇部市協働のまちづくり提案サポート事業助成金は、少子高齢化・人口減少が進行する中、市民活動団体と市が協働して、地域経済の活性化や健康で心豊かなまちづくり、安心・安全なまちづくりに取り組み、将来に向けて元気なまちづくりを推進するため、市民活動団体が地域の活性化や社会的課題の解決につながる企画提案・実施する事業に対し、事業費の一部を市が助成するものです。

申請資格（対象団体）

営利を目的としない市民の自発的かつ公益的な活動を組織的かつ継続的に行う NPO（法人を含む）、ボランティアグループなどの市民活動団体で、次に掲げる要件の全てを満たしていること

- ◆5人以上の宇部市民により組織し、代表者を定めていること。
- ◆団体の運営に関する規約又は会則等を定め、運営を適正に行っていること。
- ◆政治、宗教、選挙活動及び暴力的不法行為を目的とする団体でないこと。
- ◆株式会社等営利を目的として設立した事業所等でないこと。

助成の対象となる事業

市民活動分野全般を対象に、市内において市民活動団体が企画提案する地域の活性化や社会的課題の解決につながる事業で、**平成29年4月1日から平成30年2月28日まで**の間に実施完了できるもの。

- 【例】地域の環境（河川、公園等）をきれいにする取り組み
地域資源を活かした地域づくり
中心市街地を活性化する取り組み
若者の就労支援につながる取り組み
農業の担い手づくりにつながる取り組み
防災意識の向上を図る取り組み
子どもの健全育成に関する取り組み
高齢者・障害者の社会参加につながる取り組み

対象とならない事業

- ◆営利を目的とするもの
- ◆特定の団体や個人が利益を受けるもの
- ◆宗教、政治、選挙活動に関するもの
- ◆親睦を目的とするもの
- ◆学術等の研究を目的とするもの
- ◆公序良俗に反する内容のもの
- ◆平成29年度において、国又は地方公共団体から助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- ◆その他選考審査において対象にならないと判断されたもの

助成金のコース

- ◆これからスタート枠
活動の第一歩を踏み出そうとしている、または、設立後5年以内の活動が定着していない市民活動団体の活動を支援するコース
- ◆ステップアップ枠
市民活動団体が継続して行う前年度より事業の拡充、または、改善されるまちづくり活動を支援するコース
- ◆ふるさと元気懇談会枠
前年度のふるさと元気懇談会で事業を提案した市民活動団体を支援するコース

	補助率	上限額	回数限度
これからスタート枠	100%	10万円	1回
ステップアップ枠	80%	20万円	1回目の交付決定の日から5年以内で3回まで
ふるさと元気懇談会枠	80%	20万円	1回

助成金額等

- ◆市の予算総額は200万円で、予算の範囲内で助成事業及び助成金額を決定します。
- ◆ステップアップ枠とふるさと元気懇談会枠については、市民活動団体と地域団体が対等なパートナーとして 目的・目標を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で共同で提案する場合、上限額を30万円とします。
- ◆助成金は、事業完了後に交付しますが、事前に概算払いをすることもできます。

助成対象経費

(1) 助成の対象となる経費（事業実施のために直接要する経費）

報償費	例) 講師や出演者の謝金
旅費	例) 講師や出演者の交通費・宿泊費
需用費	例) 消耗品費（材料費、教材、資料代を含む。）、燃料費、光熱水費、印刷製本費（写真現像・プリント代含む。）、修繕費
役務費	例) 通信運搬費、広告料、手数料、保険料
使用料・賃借料	例) 会場借上料、バス借上料、複写機使用料
備品購入費	事業の実施に要する備品

(2) 助成の対象とならない経費

- ① 団体維持のための経常的経費及び視察研修経費
- ② 団体構成員に支払われる賃金・謝礼
- ③ 団体構成員と利害関係のある法人等に対して支出する経費
- ④ 土地・建物・設備等の取得や整備に要する経費
- ⑤ 飲食費、商品券・記念品等の購入経費など

- ◆ 助成事業に係る収入がある場合は、当該収入を助成対象経費の総額から控除します。

申請方法

(1) 申請書類

- ①協働のまちづくり提案サポート事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ②事業企画提案・収支予算書（様式第2号）
- ③団体概要書（様式第3号）
- ④団体の規約又は会則等
- ⑤その他団体の活動状況について参考となる書類 など

※申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページ「協働のまちづくり提案サポート事業」で検索

(2) 提出方法 持参又は郵送のいずれか

(3) 申請受付期間 **平成29年4月17日(月)～平成29年5月19日(金)**

※郵送の場合、当日消印有効

(4) 提出先 〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市市民活動課市民協働係（本庁舎2階中央付近）

選考審査

(1) 一次審査（書類による選考 非公開） ※5月末までに審査を実施し、結果を通知します。

- ①選考については、審査委員が総合的に判断します。
- ②一次審査の内容は公表しませんが、二次審査に臨んでいただく団体名と事業概要は公表させていただきます。
- ③一次審査を通過した団体は、二次審査（公開プレゼンテーション）の準備をお願いします。

(2) 二次審査（公開プレゼンテーション）

日時 **平成29年6月25日(日)**

場所 **ときわ湖水ホール**

- ①選考については、審査委員、来場者の得点により判断します。
- ②発表時間は5分以内とします。審査の公平性を保つため、発表開始後4分と5分経過で合図を行います。5分経過した場合には、発表の途中であっても、止めさせていただきますので予めご了承ください。
- ③スムーズな進行のため、パワーポイント等のデータは事前に提出していただき、動作確認をさせていただきます。
- ④審査委員や来場者に見ていただく掲示物・ポスター・資料等は、会場に展示スペースを確保します。広く活動を知っていただくために活用してください。
- ⑤審査結果は、発表終了後速やかに審査して発表します。
- ⑥当該助成金とは別に、協賛企業によるスポンサー賞を予定しています。

その他

- ◆本助成事業において1団体が複数の提案事業を申請することはできません。
- ◆申請内容は助成対象事業の選考の際の重要な判断材料となるため、事業実績が申請内容と著しく異なる場合は、助成金の返還を求める場合があります。
- ◆助成金交付団体は、事業の実施に際し、助成事業であることを広報していただきます。
- ◆助成金交付団体には、事業完了後、事業実績報告書と関係書類を提出していただきます。（領収証の提出が必要です。）
- ◆助成金交付団体から提出された書類について、市民から閲覧の申し出がある場合には、市民活動課において閲覧可とします。（個人情報等非公開にすべき情報は除きます。）

助成スケジュール（予定）

募集受付開始（平成29年4月17日・月曜日）

問い合わせは随時受け付け 市民活動課 34-8233

募集締め切り（平成29年5月19日・金曜日） 郵送の場合、当日消印有効

一次審査（書類審査 非公開）

二次審査（公開プレゼンテーション 平成29年6月25日（日曜日）予定）

一次審査を通過した団体は、1団体5分以内でプレゼンテーションをしていただきます。審査は、審査委員と来場者の得点の合計で行います。

事業実施完了期限（平成30年2月28日・水曜日）

事業は3月10日までに完了するように事業計画を立ててください。

実績報告書提出期限（平成30年3月9日・金曜日）

提出物：実績報告書、収支決算書、領収書、助成金請求書

事業が完了後、速やかに提出してください。記載方法などご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

実績報告会（平成30年6月頃予定）

事業内容を紹介していただくパネルを作成していただきます。（パネルは市民活動課で準備します。）

「宇部市協働のまちづくり審議会」において、実績報告をしていただきます。

審議会委員や傍聴者との意見交換も予定しています。

団体の構成員の中から代表して説明・答弁していただける方の出席が必要です。

※この事業は、予算の範囲内で行います。よって、上記募集により予算額に達しない場合には、追加募集を行います。その場合には、市HPでお知らせします。

応募受付・問い合わせ

宇部市市民活動課市民協働係

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8233 FAX 0836-22-6063

【受付時間】8:30~17:15（土曜日、日曜日、祝日は休み）